

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社UNICONホールディングス

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年9月8日
【会社名】	株式会社UNICONホールディングス
【英訳名】	UNICON Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小山 剛
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目5番30号仙台イーストフロントビル5階
【電話番号】	(022)781-8515
【事務連絡者氏名】	取締役（管理部門管掌） 湯田 高弘
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目5番30号仙台イーストフロントビル5階
【電話番号】	(022)781-8515
【事務連絡者氏名】	取締役（管理部門管掌） 湯田 高弘

1【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2025年8月20日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第6 提出会社の株式事務の概要	1

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 三菱UFJ信託銀行(株) 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 三菱UFJ信託銀行(株) 全国各支店 (注)1. 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://unicon-holdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(訂正後)

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 三菱UFJ信託銀行(株) 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 三菱UFJ信託銀行(株) 全国各支店 (注)1. 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://unicon-holdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利